

愛媛県社会福祉士会事務局通信への同封物にかかる基準

2022年4月1日

本会事務局通信へ同封する広告物についての許可基準を内規として定める。

1. 基準

愛媛県社会福祉士会会員のための事務局通信という位置づけに沿い、以下のいずれかの条件をみたすことを許可基準とする。

- 1) 本会会員にとってメリットがある情報と判断されるもの
メリットとは概ね次のようなことをいう
 - ①会員個人にとって有益な情報
 - ②知識・技術など質的向上がはかれるもの
 - ③販売物については通常販売価格から会員割引を行えるもの
 - ④情報、販売物ともに時宜にあったもの

- 2) 広告主が賛助会員であり、本会及び会員にとってデメリットが考えられないもの
(特例として広告掲載申込みと同時に賛助会員となる場合は同等に扱う)

- 3) 次の要件に該当する場合は原則として広告掲載、同封は許可しないものとする
 - ①個人及び団体を中傷する記事内容
 - ②公序良俗に反する記事内容
 - ③売名を目的とした記事内容
 - ④虚偽の記事内容
 - ⑤差別記事内容
 - ⑥政治・宗教活動に関連した記事内容
 - ⑦広告主が不明確なもの
 - ⑧その他、不適切と判断される記事内容

2. 決裁

同封物の許可・判断は、以下の運用による。

- 1) 許可及び記事内容承認はすべて理事会による決裁を受けるものとする。
- 2) 理事会による決裁を受ける場合は同封物の内容を添付するものとする。

3. その他

- 1) DM数については本会から通知した数にもとづく
- 2) 封入物の大きさは最大A4版（A3の場合は2折れ処置）とする